

八代市災害危険区域に関する条例(概要)

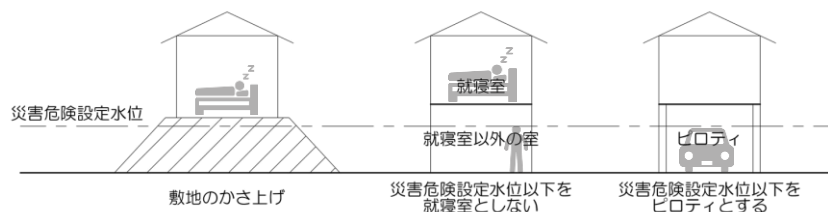
1. 指定の目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、建築基準法の規定に基づき指定するものです。

2. 災害危険区域における建築制限について

- (1) 制限を受ける建物用途
 - ・住宅等:住宅、共同住宅、寄宿舍、寮、下宿など常時住居の用に供するもの
 - ・病院等:病院、診療所、児童福祉施設など
 - ・ホテル等:ホテル、旅館など
- (2) 制限を受ける室用途
 - ・就寝室(住宅等:寝室、病院等:病室、就寝室、ホテル等:客室 など)
- (3) 災害危険設定水位
 - 計画堤防高または対策後水位の高い方となります

3. 災害危険区域における建築制限のイメージ



- (1) 制限を受ける室の床面を、災害危険設定水位より高くしなければなりません。(敷地のかさ上げを行う、就寝室以外の室として利用する、ピロティを設けるなど)
- (2) 病院等、ホテル等については敷地のかさ上げ以外で対応する場合、災害危険設定水位以下の部分の主要構造部を鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造とする必要があります。

→※宅地かさ上げ事業で嵩上げを行った土地は上記左の図のようになりますので、制限はかかりません。

4. 必要な手続きについて

建物を建てる前には、上記の制限が守られているかどうかを確認するため、認定を受けることが必要となります。